

診察室における撮影行為の禁止について

当センターでは、診療情報の安全な管理を行うため、診察室におけるスマートフォンなどでの撮影行為を禁止しています。

患者さん及びご来院される皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

- 1 患者及び患者と同席している家族等（以下、「患者等」という。）の申し出により、画像ディスプレイ等をスマートフォンなどで撮影することはできません。
- 2 ただし、医師が診療のうえで必要と認めたときは、画像の一部を印刷して提供することがあります。
- 3 大量の画像データ（CT 検査画像など）の交付をご希望される患者等は、診療情報開示の手続きをお願いいたします。

2024年3月14日

栃木県立がんセンター病院長